

経済産業省の令和 2 年度税制改正要望のうち、資産税関連項目は以下のような内容です。

1. 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し

(1) 要望の内容

より一層の活用促進を図るべく、民法改正（遺留分）を踏まえた確定事由の適正化その他の所要の見直しを行うこと。

(2) 施策の必要性

2025 年までに 70 歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約 245 万人であり、うち約半数の 127 万人が後継者未定とされているところ。現状を放置し中小企業の廃業が急増すると、10 年間の累計で約 650 万人の雇用と約 22 兆円の GDP が失われるおそれがある。このように、中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化が急速に進展する中で、円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展を確保することが喫緊の課題となっている。

また、事業承継の円滑な実施は、事業が継続されることによる雇用に維持に加え、休廃業企業のうち一定数は経常利益が黒字であること、経営者の年齢が若いと売上高が増加する傾向があることも踏まえると、地域経済の維持・活力向上の観点でも極めて重要。

<特例承継計画の申請件数>

・平成 30 年 4 月 30 日～平成 30 年 12 月 31 日 1,886 件

・平成 31 年 1 月 1 日～令和元年 6 月 30 日 1,832 件

2. 第三者への事業承継の促進に資する税制措置の創設

(1) 要望の内容

後継者不在の中小企業の経営者が、株式譲渡や事業譲渡等の M&A を行うことで親族以外の第三者に事業を承継（第三者への事業承継）し、経営資源の統合や知見をもった経営者等に事業を引き継ぐことによって、サプライチェーンの維持・発展につながるケースも近年見られる。上記のような場合に生じる税負担を軽減することにより、第三者への事業承継の円滑化を図る。

(2) 施策の必要性

経営者の年齢が若いと売上高等の業績が改善される傾向にあること、M&A を実施した中小企業の多くは販路拡大や利益率の向上といった成果を実現できていること等から、次世代への経営の引継ぎを促進することは、地域経済の活性化や雇用の維持にも繋がるものと考えられる。こうした第三者への事業承継がより活発に行われるインセンティブを設けることにより、次世代への経営の引継ぎを加速させることが必要不可欠。

3. 金融所得課税の一体化（金融庁も同様に改正要望を提出している）

(1) 要望の内容

金融所得に対する課税について、多様な金融商品（上場株式、公募投資信託、特定公社債、先物取引等）を一元的に捉え、その課税方式の均衡化を図り、併せて金融商品間の損益通算を広く可能とするほか、上場株式等と先物取引について認められている損失の繰越控除（3 年間）を拡大していく税制措置を講じる。具体的には、商品先物取引の決済差損益や商品ファンドの収益分配金・償還損益等について、特定口座等の導入による簡易な確定申告の方法の整備等により、上場株式等の譲渡損益等との損益通算の対象に含める。

(2) 施策の必要性

我が国の個人金融資産は、約 1,800 兆円程度もの規模であるが、その約半分は現預金で保有・運用されており、この割合は、諸外国と比べて高い。そのため、株式や投信、債券など現預金以外での資産運用がなされている比率は諸外国に比べて低い水準に留まっている。潤沢な個人金融資産の存在は我が国にとって大きな財産であり、家計の資産運用行動に対して、我が国の産業の成長に寄与する形での変化を促進できれば、成長分野への資金供給の流れを形成することが可能となる。金融商品を介した家計から市場および企業部門への資金の好循環をもたらすためにも、金融所得に係る課税関係をリスクリターンに応じた簡素で中立的な税制とすることが必要である。

4. その他の改正要望

(1) 小規模企業等に係る税制のあり方の検討・・・個人事業主の事業主報酬などについて見直しを検討する。

(2) 印紙税のあり方の検討・・・近年の電子取引の増大等を踏まえ、制度の根幹からあり方を見直し検討する。

(3) 消費税申告期限の延長の特例の創設・・・申請により、申告期限を 1 か月延長する特例を創設する。

（文責：山本和義）